

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年六月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字川寺字六道二百七十一の先 埼玉県飯能市大字川寺字六道二百二十七―二、二百二十七―四、二百三十一―十三、二百三十一―二十、二百三十一―二十一、二百三十一―二十二の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>七十五・七 二十三・一</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇 六・〇</p>

		第二号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和五年六月二 日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百十九―一の一部	埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百十四―二、四百十四―八、四百十四―九、四百十七―二十一、四百十九―一、四百十九―二の各一部及び四百十四―二、四百十四―九、四百十九―一の各先	部 埼玉県飯能市大字川寺字六道二百三十三―三の一	指定に係る道路の位置
十・四	九十四・六	十七・一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

		第二号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和五年六月二 日	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字双柳字下宿六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―四、六百九十七―七の各一部及び六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―四、六百九十七―七の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳字下宿六百九十六―一、六百九十六―三、六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―四の各一部</p>	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百六―一、四百六―二、四百六―六、四百六―八、四百六―九、四百六―十、四百七―二、四百七―三、四百七―六、四百九―一、四百九―三、四百九―四、四百九―五の各一部</p>	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
		五十三・七	
		六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
		三十・九	
		六・〇	
		四・五〇五・〇	
		十五・五	
		六・〇	

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字笠縫字加能里三百三十四―四、三百三十四―五、三百三十四―七、字六道三百四十九―七、三百四十九―八、三百五十一―一の各一部及び大字笠縫字加能里三百三十四―四、三百三十四―七、字六道三百四十九―七、三百四十九―八、三百五十一―一の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十九・九
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字加能里三百三十四―二、三百三十四―三、三百三十四―四、三百三十四―五、三百三十四―六、字六道三百四十八―一、三百四十八―二、三百四十八―三、三百四十九―一、三百四十九―二、三百四十九―三、三百四十九―四、三百四十九―五、三百四十九―六、三百四十九―七、三百四十九―八の各一部及び大字笠縫字加能里三百三十四―二、三百三十四―三、三百三十四―四、三百三十四―六、字六道三百四十八―一、三百四十八―二、三百四十八―三、三百四十九―一、三百四十九―三、三百四十九―四、三百四十九―八の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十五・六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字後際七十四―一、七十四―三、七十四―五、七十四―六、七十四―八、七十四―九、八十八―四、八十八―十六、八十八―十七、九十八―一、九十八―四、九十八―五、九十八―六、九十八―七、九十八―八、九十八―十、九十八―十一、九十八―十二、九十八―十三の各一部及び七十四―一、七十四―五、七十四―九、八十八―十六、八十八―十七、九十八―一、九十八―四、九十八―七、九十八―八、九十八―十二、九十八―十三の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十二・一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字新堀二百五十四―一、二百五十四―六、二百五十四―七、二百五十四―八、二百五十四―十、二百五十四―十一、二百五十四―十二、二百五十四―十三、二百五十四―十四、二百五十四―十五、二百五十四―十六、二百五十四―十七、二百五十五―五、二百五十五―六の各一部及び二百五十四―六、二百五十四―八の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十八・一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇